

「感染警戒期」 ～ 特別警戒期間 ～

7月29日(木)～当面の間

- 感染力が強いデルタ株の影響により、東京都をはじめ首都圏や関西圏では感染が急速に拡大しています。
- 本県においても、その影響は避けられず、一気に感染が拡大する危機が迫っています。

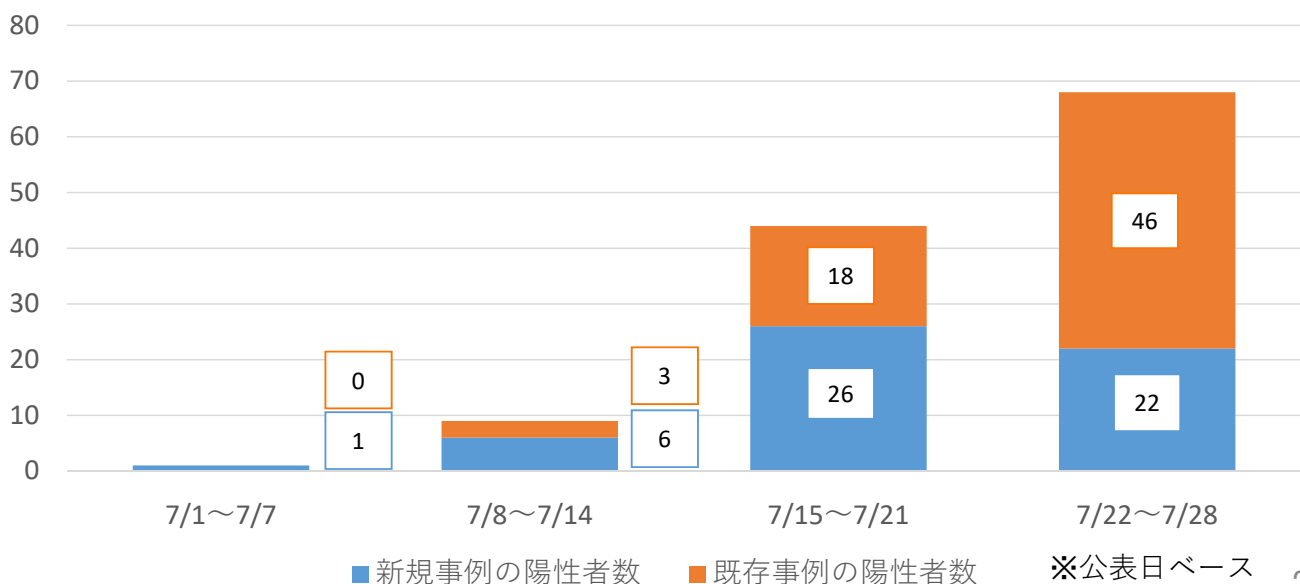
**警戒レベルを上げ、
これまで以上に徹底した感染回避行動を！**

1

陽性者数の推移（愛媛県）

**県内は第5波の入り口が迫ってきている状況
（松山市は第5波の入り口に立っている）**

- ・県内でデルタ株やL452R変異株の確認以降、**新規事例が連日発生**
- ・それに伴い、それぞれの事例から**濃厚接触者等へ感染が拡大**
- ・デルタ株の影響で従来では**感染することが少なかった接触で感染の可能性あり**



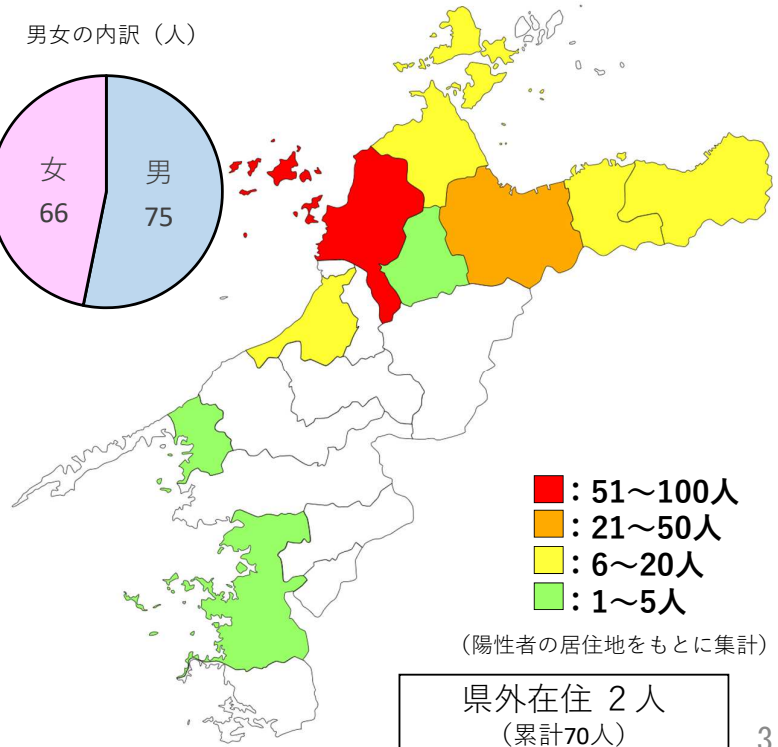
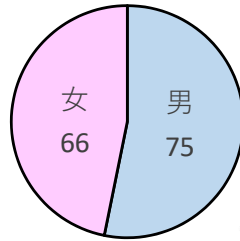
2

7月以降の市町別陽性者の状況

市町名	陽性者数	(累計)
松山市	70人	(1,657人)
西条市	25人	(113人)
今治市	16人	(243人)
四国中央市	11人	(114人)
伊予市	6人	(37人)
新居浜市	6人	(249人)
八幡浜市	3人	(21人)
宇和島市	1人	(102人)
東温市	1人	(84人)
大洲市	0人	(57人)
松前町	0人	(49人)
砥部町	0人	(35人)
西予市	0人	(20人)
愛南町	0人	(10人)
内子町	0人	(9人)
上島町	0人	(7人)
久万高原町	0人	(6人)
鬼北町	0人	(5人)
松野町	0人	(4人)
伊方町	0人	(3人)

・愛媛県：141人（7/29時点）
（累計：2,895人）

男女の内訳（人）



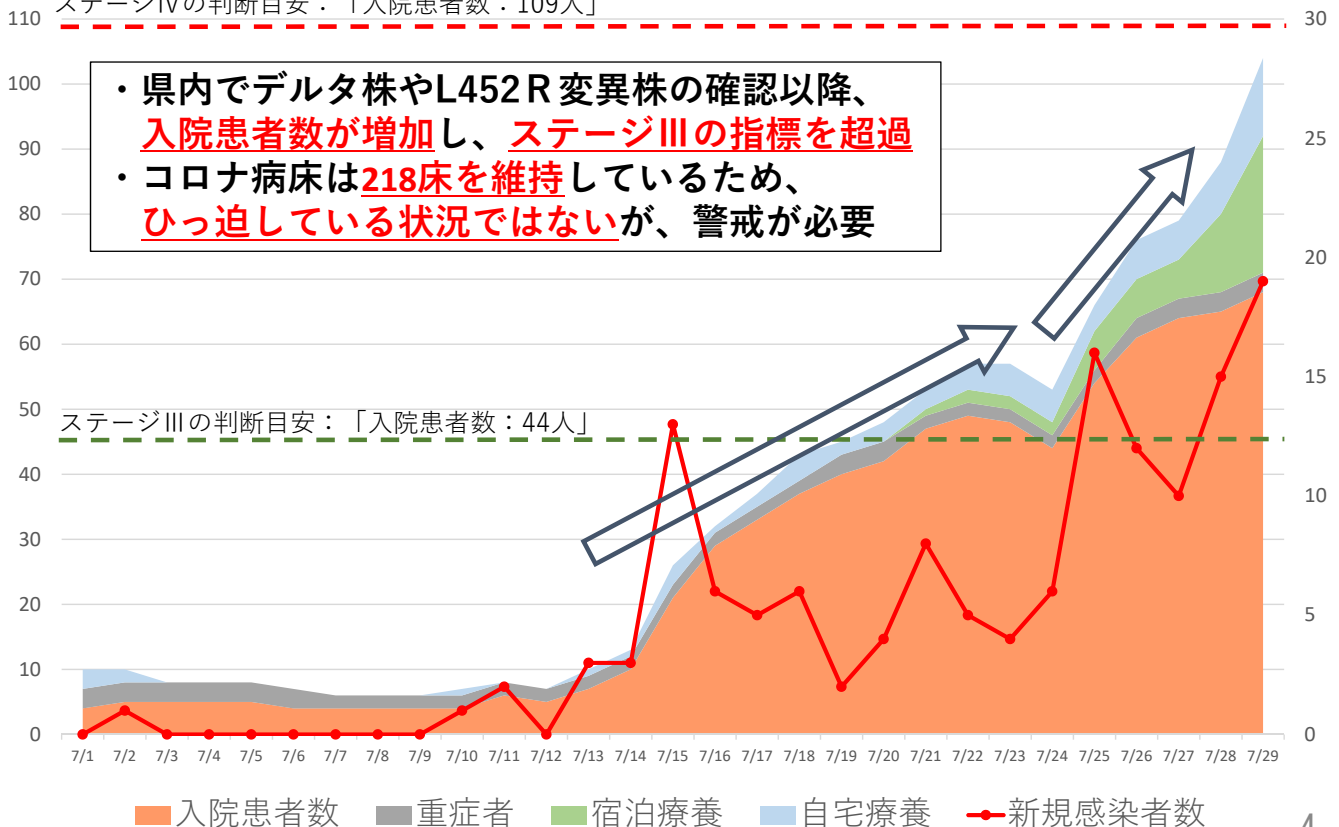
3

入院患者数等の推移

ステージⅣの判断目安：「入院患者数：109人」

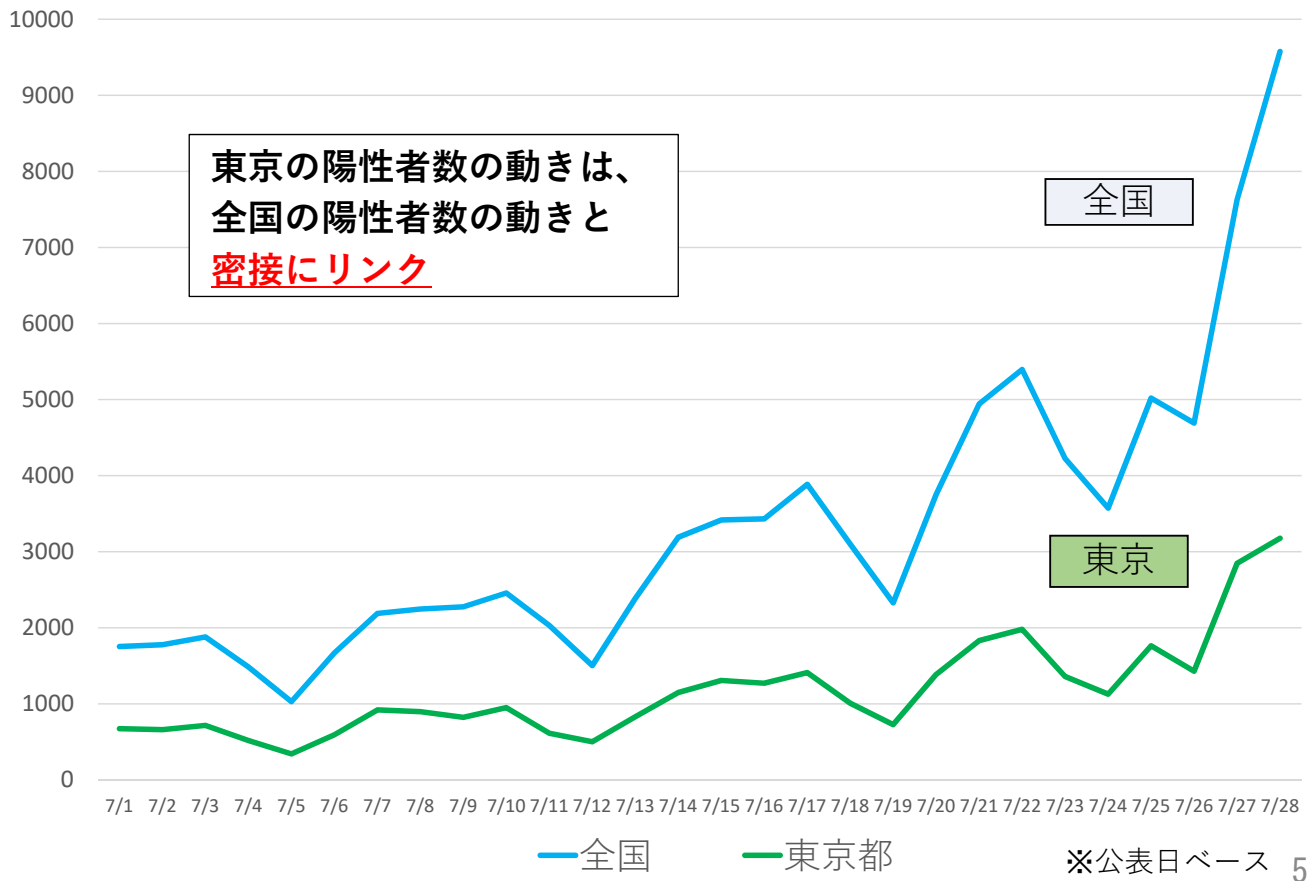
- ・県内でデルタ株やL452R変異株の確認以降、**入院患者数が増加し、ステージⅢの指標を超過**
- ・コロナ病床は**218床を維持**しているため、**ひっ迫している状況ではないが、警戒が必要**

ステージⅢの判断目安：「入院患者数：44人」

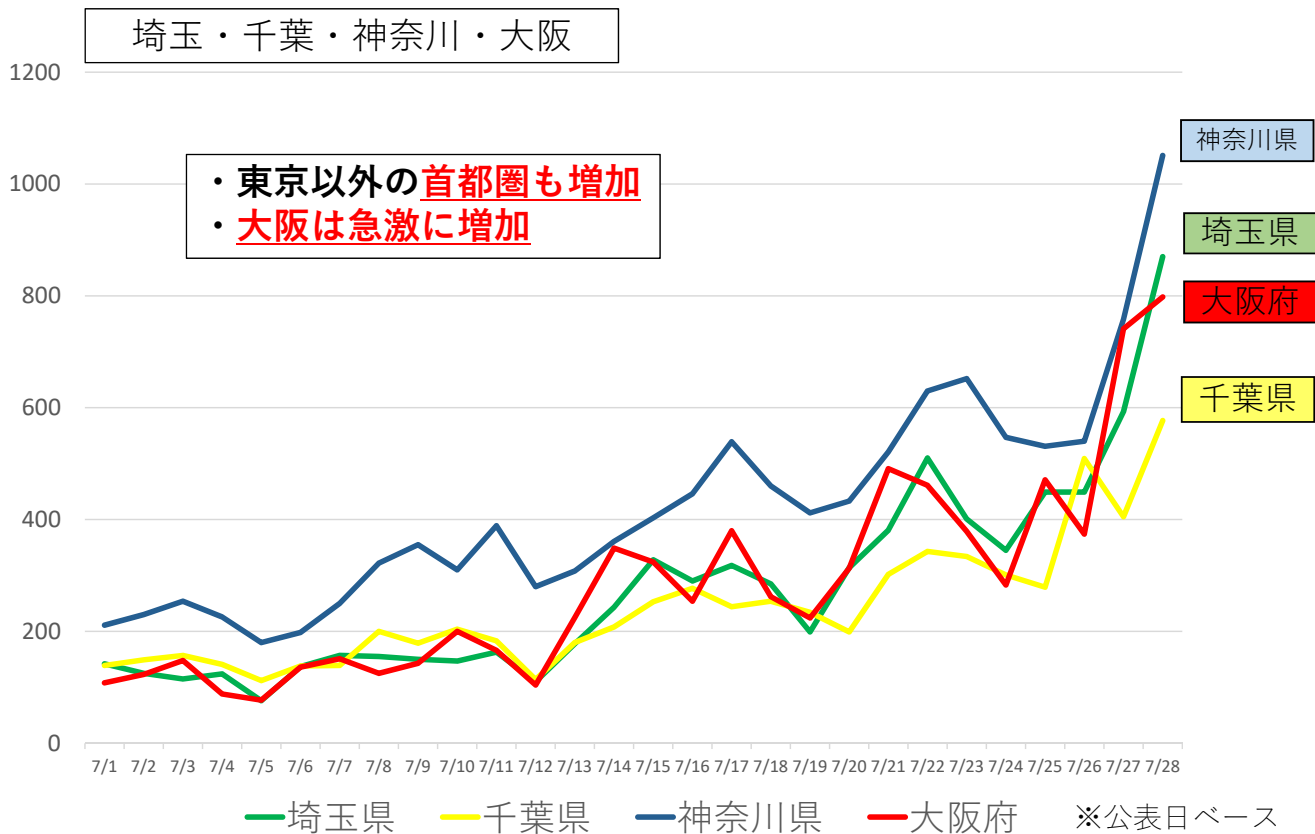


4

全国・東京の陽性者数



首都圏（東京を除く）、大阪の陽性者数



主要要請・依頼内容

- 緊急事態宣言地域等(まん延防止等重点措置地域を含む)のほか、**感染拡大地域**との不要不急の出張・往来の自粛[法要請]
- 県内も**不特定多数の方で混雑するような場所**への出入りは控える[法要請]
 - ・特に連日陽性確認が続く**松山市は要注意**
 - ・松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす
- 会食の注意[法要請]
 - 複数での会食は、行動歴や体調の確認、感染対策のとれた店であるか、**より一層のチェック**
 - 松山市繁華街モニタリング結果等**を踏まえて**基準変更を検討**
- 学校活動の制限
 - 県内交流は**地域の感染状況**を踏まえつつ実施
- 県管理施設
 - 松山市及び周辺地域**の集客施設は**入場制限を実施**

7

感染警戒期～特別警戒期間～ 4つのポイント

- ①緊急事態宣言・感染拡大地域等との往来自粛
(変異株持ち込み対策)
- ②決して油断せず感染回避行動の継続徹底
※マスク着用、手指消毒等の徹底 (感染防止の基本)
- ③体調異変時は休んで受診
(職場・学校への感染拡大阻止)
- ④ルールを守った会食の徹底
(飲食店・会食クラスターの阻止)。

「特別警戒期間」の要請内容等①

項目	7月28日まで	7月29日～当面の間
対策期間	6/22(火)～7/28(水)	7/29(木)～当面の間
期間名称	「感染警戒期」	「感染警戒期～特別警戒期間～」
県外往来・ 県内行動 自粛要請 等	【法要請】 ・緊急事態宣言地域等との不要不急の出張、往来自粛 【協力依頼】 ・会食の注意（大人数・長時間を避けて） ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意	【法要請】 ・緊急事態宣言地域等のほか、感染拡大地域との不要不急の出張、往来自粛 ・県内も不特定多数の方で混雑するような場所への出入りは控える ※陽性確認が続く松山市は要注意 ※松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす ・会食の注意（大人数・長時間を避けて） ※複数での会食は、行動歴や体調の確認、感染対策のとれた店であるか、より一層のチェックを ※松山市繁華街モニタリング結果等を踏まえて基準変更を検討 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意
事業活動 に対する 要請等	【協力依頼】 ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行	【法要請】 ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行

9

「特別警戒期間」の要請内容等②

項目	7月28日まで	7月29日～当面の間
面会制限 等	・医療・高齢者施設の面会制限（施設長等の判断による）	・医療・高齢者施設の面会制限（施設長等の判断による） ・医療・高齢者施設の感染対策の再点検
学校活動 の制限等	《学校活動》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち ※県内交流は注意して実施 ※県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等との交流は原則禁止 《部活動に係る大会》 ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める	《学校活動》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち ※県内交流は地域の感染状況を踏まえつつ実施 ※県外交流は厳選して実施。ただし、緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域との交流は原則禁止 《部活動に係る大会》 ・県内公式大会は実施（主催者が観客制限） ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める ※教員による見守り活動を強化
県主催 イベント	県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催	県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催
県管理 施設	・感染防止対策を徹底 ・貸館利用は条件を付して許可	・感染防止対策を徹底 ・貸館利用は条件を付して許可 ※松山市及び周辺地域の集客施設は入場制限を実施

10

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

○緊急事態宣言地域等のほか、**感染拡大地域**との不要不急の出張、往来自粛【変更】 (特措法第24条9項)

- 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）との出張・往来は引き続き自粛
- その他**感染拡大地域**（新規陽性者数がステージⅢ相当（人口10万人あたり週15人以上）の都道府県等）とも不要不急の出張、往来を自粛
- やむを得ず出張、往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底
- 上記の地域からの帰省等は、延期または中止

○県内も**不特定多数の方で混雑するような場所**への出入りは控える【変更】 (特措法第24条9項)

- 特に、連日陽性確認が続く**松山市は要注意**
- 松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす

11

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】 (特措法第24条9項)

- 会食は以下の**ルールをより一層徹底**

- ①感染リスクの高い行動のない人と
- ②大人数や長時間を避けて
- ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④感染防止対策が徹底されている店を利用

- 夏休み期間中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は特に注意
※県外の友人等との同窓会やルールを逸脱した会食は控える。

- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
※自宅に友人や親族を招いての会食でも、十分な感染防止対策を徹底。

- **松山市繁華街モニタリング結果等**を踏まえて**基準変更を検討**
 - 対象：松山市繁華街の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の従業員
 - 期間：キット配布（7/28～30）、検体回収（7/29～30、8/2～3）

12

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

- **感染回避行動の徹底【継続】** (特措法第24条9項)
 - 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
 - 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
 - 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし) 、手指消毒は極めて有効]
- **感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】**
 - ※「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会等	② 大人数や長時間におよぶ飲食
③ マスクなしでの会話	④ 狭い空間での共同生活
⑤ 居場所の切り替わり	

13

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- **業種別ガイドラインの実践【継続】** (特措法第24条9項)
- **職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】**
 - テレワーク、時差出勤の利用促進 (特措法第24条9項)
 - 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 (こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底)
 - 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
 - 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す
- **飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえ) 【継続】**
 - 入場者が密にならないような整理誘導 (特措法第24条9項)
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場も含む)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 従業員への検査勧奨

14

学校活動の制限等

【学校関係】 教育活動全般【変更】

- 身体接触を伴う活動等は、注意して実施
 - 校外との交流活動については
 - ・県内交流は、地域の感染状況を踏まえつつ実施
 - ・県外交流は、「厳選したもののみ実施」
- ただし、緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域との交流は原則禁止

《部活動に係る大会》

- 県内の公式大会は実施(必要に応じ、主催者が観客を制限)
- 全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

※教員による見守り活動を強化

15

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- 感染防止対策を徹底して開催（県主催イベント）【継続】

【県管理施設関係】

- 県管理施設は感染防止対策を徹底して原則開館【継続】
※松山市及び周辺地域の集客施設は入場制限を実施【変更】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・緊急事態宣言地域等及び感染拡大地域からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
(告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)
- ・上記※の施設における入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底

- 県管理施設の貸館利用は以下を条件に「利用を許可」
【継続】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

16